

「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」
—ぬくもりのある学校・地域社会をめざして—
子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）

（案）

平成19年2月

子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）

「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」 —ぬくもりのある学校・地域社会を目指して—

最近の相次ぐいじめ事件は、子どもたちの日常生活を不安なものとし、学校、家庭及び地域が一体となって子どもを守り育てるための体制をつくっていくことが急務であることを痛感させた。子どもたちが様々な経験と多様な人間関係を通して、一步一步着実に成長し、安心して自分らしく生きることができる環境を整えることは、社会全体に課せられた喫緊の課題である。

本有識者会議は、このような共通認識のもと、11月以降、多様な観点から意見を交換した。ここに、5つのメッセージを提案する。

- 1 教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守ろう！
- 2 学校は、地域の人材を活用して「ナナメの関係」をつくろう！
- 3 教育委員会等は、多様な専門機関・専門家と協力しよう！
- 4 保護者は、携帯電話等の活用の仕方を再考しよう！
- 5 全ての大人は、自らの責任を見つめ直し、子どもに「生きる」ことの意味を教えよう！

1 教師は、いじめを許さず子どもをしっかり守ろう！

いじめを早期に発見し、適切に対応することで、いじめを長期化、深刻化、複雑化させないことが重要である。いじめを絶対に許さず、いじめられている子どもを徹底して守ることが大切である。

教師、学校は、次の観点に留意していただきたい。

- 教師は、日頃から子ども同士の関係や動向を注意深く見守り、子どものわずかな変化にも気を止め声をかけることを心がけ、得られた情報は学校内で共有することが大切である。
- 教師は、いじめられている子どもに対して、絶対に見捨てないというメッセージを送ることが大切である。そのため、毎日の面談の実施、緊急連絡先の伝達、避難場所の確保、警察や福祉関係機関との連携などあらゆる観点からの支援が大切である。
- 教師は、生徒会を始めとして、子どもたちが主体的に行ういじめ対策の活動を積極的に支援することが必要である。
- 教師は、クラスや部活動等のルールづくりを子どもに任せ、責任感、自他の葛藤の解消方法、感情や行動を制御する方法等を学ばせることが大切である。
- 教師は、被害者及び加害者以外の子どもに対し、当事者意識と自主自律の意識を高めなければならない。このため、再発防止のために何をすべきか、どのような行動をとり、気をつけるべきことは何か等について、反省と振り返りの機会を設ける必要がある。
- 教師は、いじめが自殺という最悪のケースに至ることや後追い自殺が生じることを絶対に防がなければならない。そのために、子どもに対して、適切な時機に、生きる喜びや希望と同時に死と向き合うことを伝え、死を美化してはならないことを教える必要がある。

- いじめは、からかいや冷やかしなどから傷害や恐喝等の犯罪行為となり得るものまで段階（レベル）がある。このため、対応策においても、いじめの段階（レベル）に応じた方策を講じる必要がある。
- 学校は、いじめられている子どもを守るため、保護者や地域、学校評議員、サポートチーム等の理解と協力を得て必要な情報を公開することが大切である。
- いじめの事実確認については、複数の教師がチームを組み、同時に複数者から聞き取りを行い、校長のリーダーシップのもと、教育委員会と連携を取りつつ迅速に初期対応の措置を検討する必要がある。
- いじめの実態把握や意識調査においては、子ども、保護者、その他第三者からの聞き取りを丁寧に行うなど状況把握の方法を工夫し、事実関係を正確に把握・分析した上、学校内での共通理解を徹底することが必要である。
- これまで他の教師や学校が取った対応事例を十分参考にして、多様なケースに対応できるノウハウを蓄積していくことが大切である。こうした事例の蓄積には、国や地方自治体の取組も必要である。
- いじめを見過ごさないよう、子どもの小さな変化に気づくためには、教師が子どもと向かい合い接する時間を確保することが必要である。このため、学校内の職務分担の見直しや文書事務・調査事務を軽減することが必要である。
- いじめ問題により適切に対応したり、子どもの変化に気付く感性を絶えず維持することができるように、教員研修を定期的実施する必要がある。校長等の管理職が問題に適切に対応できる能力を高める研修の機会を設けることも重要である。



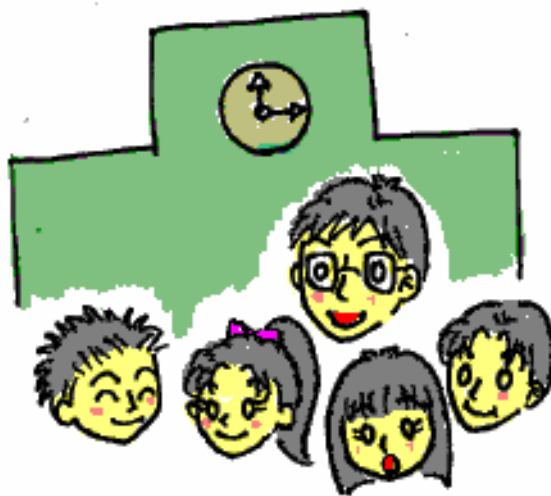
2 学校は、地域の人材を活用して「ナナメの関係」をつくろう！

社会全体で子どもを育て守るためには、親でも教師でもない第三者と子どもとの新しい関係＝「ナナメの関係」をつくるのが大切である。地域社会と協同し、学校内外で子どもが多くの人々と接する機会を増やすことが重要である。

学校、校長は次の観点に留意していただきたい。

- いじめの問題は学校及び教師だけで対応することには限界がある。地域ぐるみで対応し、地域社会が、子どもを育て見守る機能を補完する仕組みが必要である。
- 各学校において、地域の人材が授業を始めとする教育活動全体に参画できる多様な機会を用意し、子ども支援のネットワーク化を推進する必要がある。
- 子どもが身近に接する大人との多様な関係を学校内外で形成できるようにするためには、地域の人たちが気軽に学校に入れる仕組みが必要である。このため、学校は、安全管理に配慮しつつ、地域の自治会等との連携のもと校舎校庭の地域開放を積極的に進めることが大切である。
- 学校等に、PTA等が中心となり、地域のNPOや自治会、商店会、コンビニ、スーパー等とネットワークを組み、地域を再生する基盤となる学校の支援組織をつくる必要がある。また、保護者同士のネットワークを作ることも大切である。
- 小学生や中学生が興味・関心に応じて、放課後に多様な活動に参加することができる居場所づくりを進めることが大切である。
- 子どもたちの心の居場所として、学校図書館を、放課後や休日も含めて保護者や地域の大人とともに活用できる仕組みにすることが必要である。

- 子ども自身が生きる喜びや新たなことを発見したり、集団での長期宿泊体験を始めとした多様な体験活動の機会を用意することが必要である。総合的な学習の時間の活用方法も検討する必要がある。
- 各学校は、相談体制を今一度チェックし、子どもが心のよりどころにすることができる場所や窓口を複数設置する必要がある。この際、スクールカウンセラーとして学校に派遣されている臨床心理士等を校内全体の相談体制に明確に位置づけ連携を深めるなどにより、子どもからのSOSの信号を逃さずキャッチできる体制を構築しなければならない。
- 大学で心理学等を学んでいる学生や、教員免許を取得しているものの未だ教職に就いていない教員志望者等、子どもと比較的年齢が近い若者を子どもたちの相談相手として積極的に活用することが大切である。
- 子どもが信頼を寄せて模範とするような人材や、子どもに大切なことを伝えていくための地域の協力者を粘り強く養成・確保していくための方策が必要である。
- 地域が学校の運営に深く関わり、子どもの教育に当事者意識を持つことができるようにするため、地域運営学校（コミュニティスクール）の設置を推進する（例えば、10年間で3000校）ことが必要である。



3 教育委員会等は、多様な専門機関・専門家と協力しよう！

いじめは学校だけでは解決できない。多様な専門機関や専門家の理解と協力を得ることが必要である。

教育委員会を始めとした関係機関は、次の観点に留意していただきたい。

- 教育委員会は、いじめにあった子どもや家庭に対して、きめ細かなサポートを行うため、学校の実情に応じて、スクールカウンセラー、「子どもと親の相談員」、民生委員、児童福祉司、警察関係者等の専門家から構成されるサポートチームを組織することが適当である。これにより、被害にあった子どもを決して一人にしないことが大切である。
- 複雑な要因から成る深刻なケース等に対応するため、都道府県の教育委員会が主体となって、法律、精神保健、心理学の専門家等を始めとした緊急支援専門チームを危機管理の一環として組織化しておくことも有益である。
- 教育委員会及び学校は、いじめの段階（レベル）が犯罪と認められる場合には、警察との連携をためらうべきではない。また、家庭環境により十分な養育がなされない子どもを保護する必要がある場合には、福祉機関と積極的に連携して対応すべきである。そのためには、警察や福祉機関との情報交流が大切である。
- 文部科学省が本年2月に開始した全国統一ダイヤルによるいじめ電話相談については、その運用状況を定期的にチェックし、子どもたちへの周知を徹底することが大切である。
- 電話相談に当たる者が適切に子どもの相談にのることができるよう、民間の機関等とも連携した相談員の研修が必要である。また、文部科学省は、全国統一のガイドラインをつくる必要がある。
- 教育委員会が作成する電話相談カードは、文部科学省以外の省庁や地方自治体の電話相談、民間運営のチャイルドライン等子どもの悩みを受け止める相談窓口の電話番号を掲載するなど、子どもの目線に立った工夫を行うことが必要である。
- 多くの地方自治体に設置されている教育相談センターや教育支援センターは、地域や地方自治体の実情に応じて、身近な相談機関としての役割を果たすことができるよう、専門性の向上と相談機能の充実を図ることが必要である。

- 子どもの指導に長年当たってきた退職教員の協力を得たり、実績のあるNPO等民間機関との連携を図ったりすることで、人材が不足しがちな相談員を幅広く確保することが重要である。
- いじめの被害者、加害者ともに、その背景に発達障害や小児のうつ病などの医学的な対応が必要な場合や、複雑な家族背景への家族療法的な介入が必要な場合に備え、地域の精神医療、小児医療等専門家や児童相談所などとの連携が取れるシステムづくりが大切である。
- いじめと判断される場合に、いじめの加害者に対しては、学校外の適応指導教室や専門機関・施設等との連携の可能性も視野に入れ、指導体制を確保する必要がある。また、必要な懲戒を加えるだけでなく、心理学や精神医学等専門的観点を含むケアも検討することが適当である。
- いじめ等により出席停止を受ける子どもやその他特別な支援が必要な子どもをサポートする体制づくりが大切である。子どもの自立支援を促すための専門機関・専門家の関わり方について、教育と福祉両者の観点から総合的な検討が必要である。
- 学校のマネジメント強化の観点から、例えば、情報産業、出版、広告といった分野で志高い民間の有能な人材をより多く校長に抜擢することも有益である。
- 文部科学省と教育委員会との連携強化が必要であり、そのための1つの方法として文部科学省の若手職員が一定期間学校現場に出て、その実情を知るような機会を設けることを検討することも有益である。



4 保護者は、携帯電話等の活用の仕方を再考しよう！

子どもたちにとって携帯電話、テレビ、インターネットの影響は非常に大きい。とりわけ、携帯電話を利用した犯罪やトラブルは社会問題となっている。保護者は携帯電話の活用について再考することが必要である。

保護者、関連企業は次の観点に留意していただきたい。

- 近年の携帯電話の急速な普及と機能の高度化は子どもの生活や人間関係に大きな影響を与えている。特に、子どもたちが携帯電話でインターネットを利用することにより、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性がある。このような被害者を出さないため、携帯電話事業者は、有害情報から子どもを守るためフィルタリング（有害サイトアクセス制限）サービスの利用推奨を徹底するなど携帯電話の取扱いに配慮が必要である。
- 保護者が子どもに携帯電話を持たせる際には、理由なく学校への持込を行わないことを約束する。また、活用の仕方を子どもと一緒に話し合うことが必要である。例えば、携帯電話がいじめのきっかけになったり、いじめの道具として使用された場合、教師や保護者はこれを発見することができない。むやみに買い与えるのではなく、必要な時に親から子どもに貸し与えることも考える必要がある。
- 家庭においても、日頃から、テレビや新聞の報道をもとに、事実の受け止め方・捉え方を話し合ったり、人生や社会について語り合ったりするなど、メディアリテラシーや情報モラルを積極的に学ぶことが大切である。
- 子どもの生活において、テレビの影響がますます大きくなっている実態を踏まえ、マスコミ関係者は、子どもに悪影響を与えることがないように教育的配慮を持って番組づくりや報道に当たっていただく必要がある。
- マスコミ関係者は、いじめがマスメディアによって増幅されることがないように、また、被害者及びその関係者等の心理状態に十分配慮した取材と報道を行っていただく必要がある。
- これらのことと同時に、いじめやいじめ自殺防止のため、国・教育委員会は、マスコミ関係者と十分に協力する必要がある。



5 全ての大人は、自らの責任を見つめ直し、子どもに「生きる」ことの意味を教えよう！

子どもが、いきいきと自分らしさを発揮できる社会をつくることは我々大人の責務である。大人一人一人が、自らの社会的責任を果たしているか、また、子どもに「生きる」ことの意味を教えているか、考えてみる必要がある。

現在のような不安定な社会をつくったのは我々大人である。大人一人一人が責任を感じ、変わらねばならない。子どもだけを変えることはできない。子どもは大人の生き方を、親や教師の姿を見て育つことを我々は強く自覚すべきである。

例えば、我々は以下の問いにどのように答えることができるだろうか。

- 子どもに日頃から話しかけ、子どもの話に耳を傾け、子どもの気持ちを受け止めているか？
- 子どもが悩んでいるとき、声をかけたり相談に積極的にのるなど、話し易い雰囲気をつくり疎外感を持たせないようにしているか？
- 子どもに対して、人間は一人で大きくなったり、一人で生きていくことはできないこと、また、社会の大勢の人の中で自分は生かされていることなど、「生きる」ことの意味を教えているか？
- 子どもに対して、一人で悩んだり、苦しまず、何でも家族や友達、身近な大人に話して欲しいこと、一時の苦しみから逃れるために自ら命を絶つようなことは、絶対にしてはいけないことなどを真剣に話しているか？
- 子どもに注意しているのに、実は無意識に自分でもしていることはないか？
例えば、夕食時にテレビをつけっぱなしで見続けたり、携帯電話をマナーに反して使用し続けているか？
- 子どもへの注意は単に頭ごなしに怒るのではなく、子どもに反省を促すとともに、将来の良い経験となる仕方で行っているか？
- 良いことに対しては、子ども自身の自信を深めるようなほめ方をしているか？
- 子どもに誇れるような生き方を心がけているか？

参考資料

- ・ いじめ対策Q & A
- ・ 「子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議」
について
- ・ 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議の経過
- ・ いじめ問題などに対する喫緊の提案について

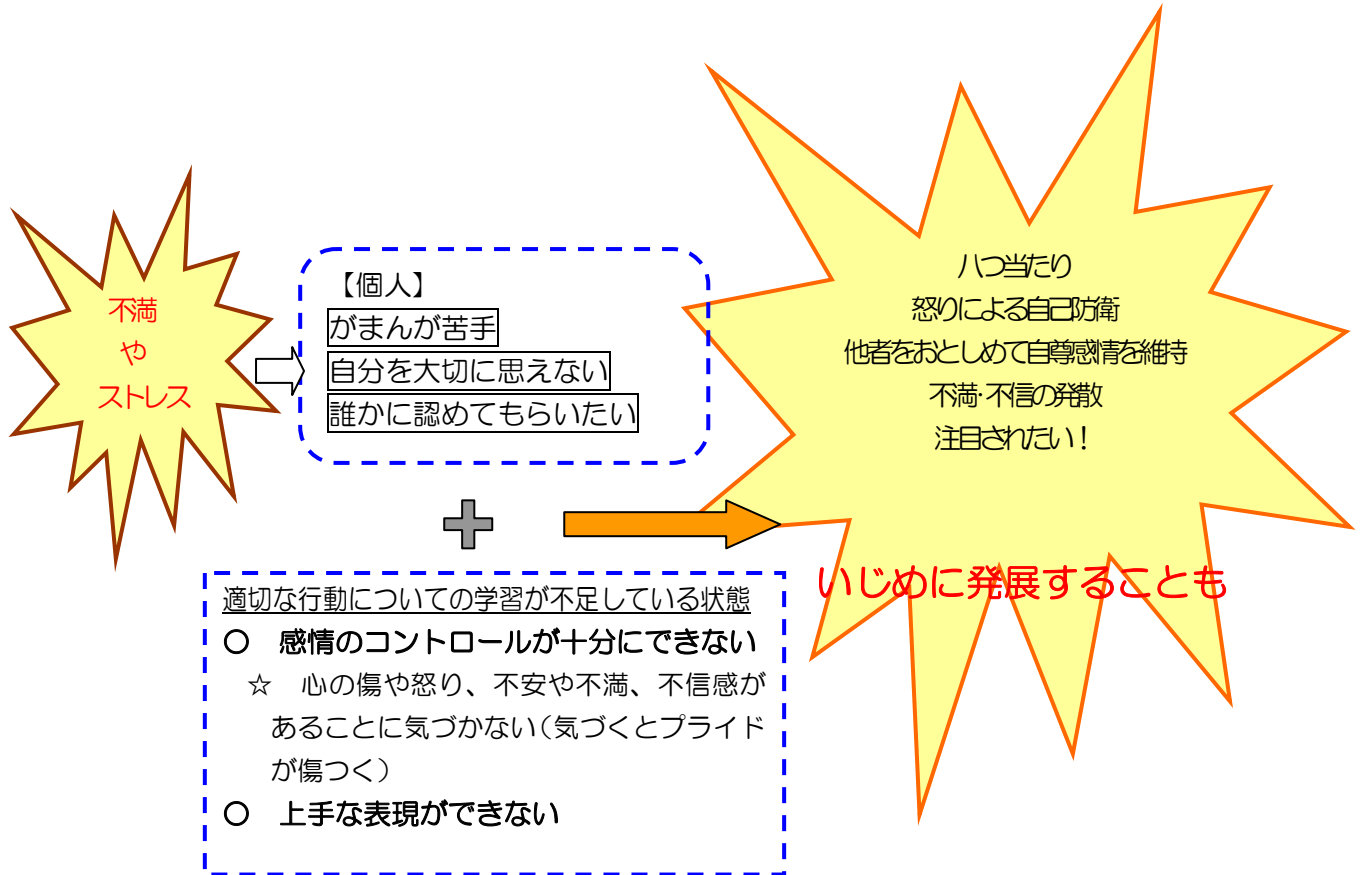
いじめ対策Q & A

- Q 1 “いじめ” はなぜ起こるのでしょうか? . . . 1
- Q 2 学校やクラスなどの子ども集団でいじめが起こりやすいのはなぜですか? . . . 2
- Q 3 対応する場合の基本的な考え方を教えてください。 . . . 3
- Q 4 いじめにはどんなタイプがありますか? . . . 4
- Q 5 “いじめ” の気配を感じた時には、どんな対応を心がけたら良いですか? . . . 5
- Q 6 明らかに犯罪行為であると認定できるものに関しては、どうしたらよいでしょう? . . . 9
- Q 7 学校内の子どもがいじめたという事実が明白には認められない、あるいは加害側と思われる子どもが加害の事実を認めないなどの場合の対応はどうしたら良いのでしょうか? . . . 9
- Q 8 いじめ問題が解決した後はどの程度まで気をつけてみていけば良いですか? . . . 10
- Q 9 いじめられた子どもへの対応で最初にする事、対応の基本について教えてください。 . . . 11
- Q 10 いじめた子どもへの対応は、どうしたら良いのでしょうか? . . . 12
- Q 11 “いじめ” は予防することができますか? . . . 13
- Q 12 “いじめ” が嵩じて、被害を受けている子どもが自殺をほのめかすなどの状況になったら、どうしたら良いのでしょうか? . . . 14
- Q 13 自殺未遂が起きた場合はどうしたら良いのでしょうか? . . . 15
- Q 14 実際に既遂者が出てしまった場合はどうしたら良いのでしょうか? . . . 16
- Q 15 自殺予防のための教育はありますか? . . . 17

1. 問題事案が生じる背景

Q1 “いじめ”はなぜ起こるのでしょうか？

A1 不満やストレスのはけ口として起こりがちです。



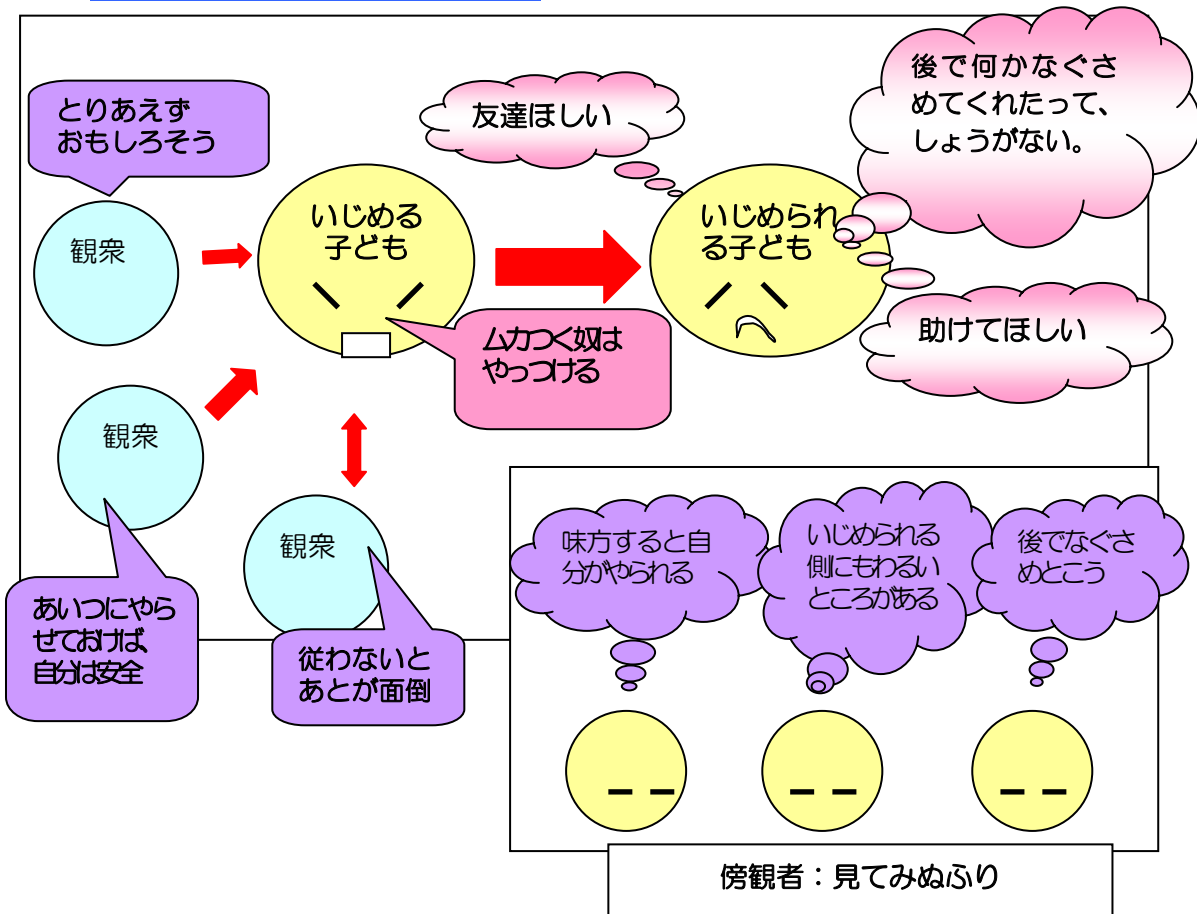
★ 一過的ないらいだちやハつあたりは誰にでもありますが、それがしつこく繰り返されたり、エスカレートすると“いじめ”へと発展します。

Q2 学校やクラスなどの子ども集団でいじめが起こりやすいのはなぜですか？

A2 学校やクラスは、異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする傾向があり、集団内での不適応や人間関係のゆがみが表れやすいからです。

集団内のメンバーの一人が、周囲とうまく適応できなくなった時、周りの子どもたちに以下の図のような反応が生じます。メンバーの多くが、自分の状態に満足していて、適切な人間関係の持ち方を学習していれば大きな混乱は起きません。そうでない場合は、不適応を生じた子どもに影響されて周囲の子どもが同調することがあります。同調したくないと思っている子どもであっても、力関係で弱い立場にいる場合は、自分の身を守ることに専念し余裕がなくなります。さらに、適応できないメンバーが複数いると、この反応が複数の核を持って生じるので、より複雑になります。加害者だけでなく全ての子どもに複雑な背景が存在することを念頭におきましょう。

《いじめのグループダイナミクス》

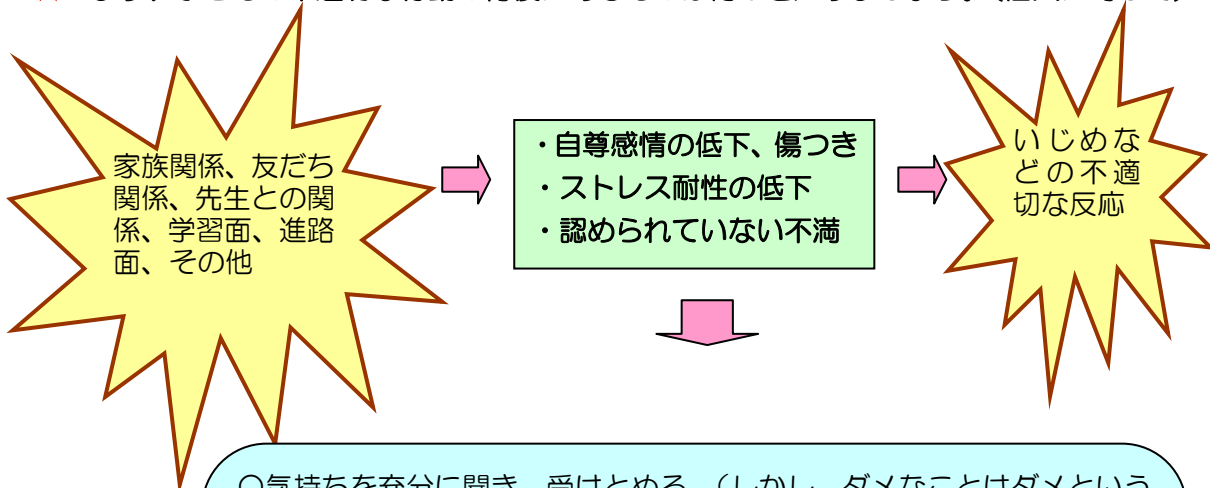


Q3 対応する場合の基本的な考え方を教えてください。

A3 背景にあるものを理解し、子どもが適切な対処法を見出し実行できるよう支援することです。

★ いじめは、ターゲットになった子どもの心身に大きな影響を与えることから、“暴力”として理解し、対応する必要があります。

★ まず、子どもの不適切な行動の背後にあるものは何かを知りましょう。(個人に対して)



- 気持ちを十分に聞き、受けとめる。(しかし、ダメなことはダメという公正で毅然とした安定的態度で接する。)
- 肯定的な言葉かけや達成感を持たせられるような活動を促すことで自信を持たせるような指導を行う。
- 自己理解を深め、自身の課題に直面できるように働きかけ、その問題を解消していくために寄り添う。
- 適切なストレス対処法を身につけられるように支援する。
- 不適切な行動の要因となっている事柄の解決に取り組む。

★ 日頃から、子ども集団全体に対して、コミュニケーション力の向上やストレスへの対処法などの体験学習を導入し、“いじめ”行為へのプレーキとしての役割を担えるグループメンバーの育成を行いましょう。(学校全体で取り組むとより効果的です。)

★ いじめの被害者も加害者も傍観者も何らかの意味で傷ついている(あるいは、乗り越えるべき課題を抱えている)という認識を持ちましょう。

★ 対処にあたる教師自身の態度は、毅然として、公平かつ公正、一貫性を持った安定的な態度であることが望まれます。つまり、教師の“大人としての成熟度”が子どもたちにきちんと伝わるかどうか重要なポイントです。(ただし、子どもたちの受け取る力との関係もありますので、伝え方の工夫が必要です。)

2. タイプ別“いじめ”対応の基礎

Q4 いじめにはどんなタイプがありますか？

A4 校内で教師がスクールカウンセラー等と協力して対応可能なもの（タイプ1）、明らかな犯罪型（タイプ3）、中間領域で対応が困難な型（タイプ2）の大きく分けて3タイプがあると考えられます。

タイプ1 学年当初に起こりやすいリーダー争いによるもの（「さる山のボス争い」型）

しばらくすると新しいリーダーが決定して、子ども同士で解決に至る場合もあります。この場合には、すぐに教師が介入するのか、しばらく集団の状況を見守るのか、状況に応じて判断することが重要です。

タイプ2 異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとするもの（「みにくいアヒルの子」型）

この場合、ターゲットとされる子どもの様々な特性が問題にされます。例えば、体形、アトピーなどの表面に見える特徴、転校生、親の職業、性格の特徴、運動能力、LD など学習能力上の問題などの異質なものをスケープゴートとして排除することで、集団の均質化を図り、その集団の中での結びつきを強めようとしています。他の方法が共有されない限り、ターゲットを変えてスケープゴートは生まれ続けます。これは、なかなか表面化しないケースもあります。同様のことは、集団のリーダーとみなされる者が、自分自身の優位性を保つために指示を出すことで生じる場合もあります。

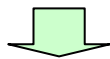
タイプ3 犯罪型のいじめ（恐喝、暴行、万引きの強制など）

【注意】

犯罪型のいじめの場合は、速やかに警察や児童相談所と連携して対応します。

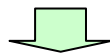
★ 深刻度は、何に注目するかによって異なります。子ども同士での解決が望まれる①であっても、深刻度が高くなることもあり得ます。被害に遭っている子どもの感受性との関係もあるので、外形のみから簡単に深刻度は判断できません。

“いじめ”は、被害を受けている子どもが“いじめられている”と感じたら“いじめ”であると理解して対応する。



“いじめ（暴力）”は、生後学習された行動パターン。多くの場合、誰かとの間で一方的コミュニケーションを繰り返し経験することで学んだもの。

病理や障害との鑑別診断は専門機関に相談（教育相談的な対応だけでは、変化が期待できないことがある。）



誤った学習成果を正しい対処方法へ変化させる試みを行う。
※新たな学習の協力者を複数確保しておく。

3. いじめの初期対応

Q5 “いじめ”の気配を感じた時には、どんな対応を心がけたら良いですか？

A5 まず“いじめ”のタイプを特定しましょう。校内で扱うべきものと判断したら、以下の例を参考に校内でチームを組んで対応しましょう。

基本的には、早期発見・早期対応が必要ですが、経過を見守ることが必要な場合もあります。生徒指導部や管理職と共に十分な配慮をしながら、適切な判断と対応を決定しましょう。

確認ポイント1

最初の対応が不適切であると、子どもが大人への不信感を増したり、話さなくなったり、追い詰められたり、いじめがより深刻になったり、潜伏したりする危険性があります。“適切な対応とは何か”について、絶えず意識し、タイミングを逃さず対応できるように体制を整えておきましょう。

確認ポイント2

“いじめのサイン”とは？

【子ども集団の様子】

- ・日常的なからかい
- ・ふざけ合い
- ・プロレスごっこ
- ・乱暴な言葉遣い
- ・使い走りをさせられている子がいる
- ・わざと一緒にはしゃいでいるように見える

【個人の行動変化など】

- ・元気がない
- ・遅刻しがち・欠席しがち
- ・休み時間に一人である
- ・保健室によく行く
- ・体調不良を訴える

【個人に起こるできごと】

- ・服が汚れている
- ・靴の跡がついている
- ・持ち物がなくなる・こわされる
- ・落書きされる
- ・発言に笑いがおきる

★ 教師や周囲の大人はこれらのいじめのサインに敏感になりましょう。

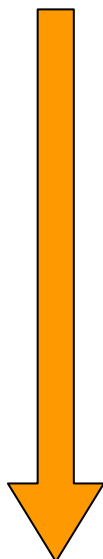
★ 子どもが、ちょっとしたことでも話せるような雰囲気をつくりましょう。そのためには、子どもたちに「先生は忙しいから話す悪い…」と思わせない工夫をしましょう。地域の方の協力も得て、複数の大人が子どもたちと関わりを持ちましょう。

★ 多くの子どもたちは、友だち同士で問題を解決したいと思っていますが、あえて大人に相談しようと思ってもらえるような態勢をつくっておきましょう。

①いじめと思われる場面を見つけたとき

大人がいじめを見つけ、子どももいじめと感じている場合

大人が見ていじめと思われるが、いじめられた子どもがいじめと認めない場合



・自分が弱いと認めたくない
・仕返しが怖い
・大人が関わっても解決しないと思っている
・親に心配をかけたくない
などの理由から、いじめられていることを認めたくない傾向があります。



子どもの気持ちを尊重しながら、「どういうことがいじめなのか」を子どもに説明し、これまでとは違う友だちとの関係を作っていくよう一緒に考えていきます。



子どもが「内緒にしてほしい」と言う場合があります。その時は、内緒にしてほしいという子どもの気持ちを尊重し、解決するために必要なことをその子どもとよく話し合った上で、教師や学校は動くようにします。



情報収集

- ・教師間やスクールカウンセラー（SC）等の間で情報交換を行います。
 - ・子どもたちに事実関係の確認を行います。
- 具体的には、教師やSCが分担して個別に聞き取りを行ったり、必要があれば、全体に無記名のアンケートを行ったりします。



情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

②子どもからいじめの訴えがあったとき

周囲の子どもからの訴えの場合
⇒話せた勇気を受け止め、「解決すること」を約束します。

いじめられた子どもからの訴えの場合
⇒「よく打ち明けてくれた」と話せた勇気を受け止め「あなたを守る」ことを約束します。

子どもからの訴えを聴くときの留意点は？

問題の切迫性が高い時は？

⇒その日のうちに必ず話を聴く時間を作ります。または、他の教師に依頼するなどの方法を検討します。

大人は、いかなる場合でも真剣な態度でじっくり話を聴きます。

- ・訴えの内容の軽重（ちょっとしたからかい、子ども同士で解決できそうな内容、など）
 - ・普段のその子どもへの印象（いじめられるタイプではない、いつも訴えが多い子である、など）
- に影響されないことが重要です。

子どもが「内緒にしてほしい」と言う場合があります。
その時は、内緒にしてほしいという子どもの気持ちも尊重し、解決するために必要なことをその子どもとよく話し合った上で、教師や学校は動くようにします。

情報収集

- ・教師間やスクールカウンセラー（SC）等の間で情報交換を行います。
 - ・子どもたちに事実関係の確認を行います。
- 具体的には、教師やSCが分担して個別に聞き取りを行ったり、必要があれば、全体に無記名のアンケートを行ったりします。

情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

③保護者からいじめの訴えがあったとき

保護者からの訴えを聴くときの留意点は？

訴えを真摯に聴き、保護者の心配や怒りの気持ちを受け止めます。

保護者は学校以外の場面での子どもの状態を把握しています。教員は学校で接している子どもの様子に惑わされないよう聴きます。

保護者は子どもから情報を得やすいものの、客観的な情報は得にくい立場なので、保護者と学校で情報をすりあわせ、事実の確認作業をすることが大切です。

保護者が学校に話に来る決断をしたことの重みを受け止め、いじめの重さや緊急性を考えます。

⇒ 保護者からの訴えを聴くことで、子どもをいじめから守るために、学校と家庭が連携して取り組むことが可能になります。



早急に学校としてどのような対応を取るのか具体策を提示します。(すぐに対策が決定できない時は、暫定的に取り組めること、中長期的に検討を重ねてから決断することなどに対応方策を分けることも考えられます。それらを分けて具体的に説明し、無策であると落胆されないようにしましょう。)

対応策についての期限を約束します。(決定を出すまでの期間についても同様です。)
次回の話し合いを行う約束をします。



保護者が「内緒にしてほしい」と言う場合があります。

そのときは内緒にしてほしいという保護者の気持ちを尊重し、その保護者と解決するために必要なことをよく話し合い、保護者や子どもが納得したことについて教師や学校は動くようにします。



情報収集

- ・ 教師間やスクールカウンセラー（SC）等の間で情報交換を行います。
- ・ 子どもたちに事実関係の確認を行います。

具体的には、教師やSCが分担して個別に聞き取りを行ったり、必要があれば、全体に無記名のアンケートを行ったりします。



情報収集の結果を受けて、いじめのレベルを判断し、レベルに応じた対応を行います。

4. 犯罪型のいじめへの対応

- Q6 明らかに犯罪行為であると認定できるものに関しては、どうしたらよいでしょうか？
- A6 犯罪行為の場合は、子どもの安全を守るためにも警察に通報することが必要ですが、加害者側も被害者側も同じ校内にいて、今後も同じ空間で生活していくことを考えると、本人やその保護者との接点を十分に持った上で、警察に通報するとよいでしょう。

例えば、

暴力行為を行った子どもとその被害者、及びその保護者にそれぞれ話を良く聴いた上で、「社会で犯罪行為にあたることは学校でも同じに扱わざるを得ない」ことを伝え、加害側の子どももしっかりと責任を取るべきであると説明した上で、警察に連絡を入れる（入れた）事をきちんと伝えます。このことの教育的意味について、保護者に理解してもらい、本人にも自らの責任を認識し、成長発達上の課題を達成していく上で重要なことであると理解してもらいます。

5. いじめのタイプの判断やその対応に苦慮する事例への対応

- Q7 学校内の子どもがいじめたという事実が明白には認められない、あるいは加害側と思われる子どもが加害の事実を認めないなどの場合の対応はどうしたら良いのでしょうか？
- A7 学校外からの加害の可能性がある場合には、直ちに外部の専門機関との連携を行い、専門機関と共に判断していくようにしましょう。教育委員会の危機対応チームなどとの連携も積極的に行っていきましょう。

例えば、

持ち物が頻繁になくなったり、誹謗中傷のいたずら書きが散見されるが犯人が特定できないような場合には、内部だけでなく外部からの侵入者を疑わなければならないので、積極的に警察と連携することを子どもたちに伝えます。そうすることで、外部専門家に依頼する前に、子どもに再度、強く振り返りを促すことができます。この時、この方法は万が一の危険に備えた慎重な対応であることを子どもたちにも保護者にも理解してもらうよう働きかけることが大切です。

6. いじめ問題が解決した後の対応

Q8 いじめ問題が解決した後はどの程度まで気をつけて見ていけば良いですか？

A8 1～3ヵ月程度は、特に注意して見守りましょう。解決の仕方によっては、被害者が別の者になるだけの場合もあり、問題が完全に解消されたかどうかを見極める必要があります。

例えば、

被害側の精神的安定や回復のため、スクールカウンセラー等と連携した中長期的な心のケアが必要です。また、子ども同士、教師と子どもたちとの人間関係作りのための授業やそのための研修会などを開き、いじめの再発防止への対策を講じることも有効でしょう。

《参考》「学校危機対応実践ハンドブック 兵庫県教育委員会」参照



7. いじめられた子どもへの対応の基本を教えてください。

Q9 いじめられた子どもへの対応で最初にする事、対応の基本について教えてください。

A9 傷つきの程度を見極め、回復のための方策を採ることが第一です。その際、被害を受けた子どもは、いじめられていることを大人に話したことで、もっとひどいことにならないかと不安になっていることを十分に考慮しましょう。

例えば、

話してくれた勇気に敬意を表し、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、必ず守り通すことを具体的に約束しましょう。守り方について、本人の希望を聞き、本人が安心できる方法を選択しましょう。また、感受性が高まりすぎて適切な判断ができなくなっていると考えられる場合には、客観的な情報を提供して、本人だけでなく保護者も交えて方策を決定していくようにしましょう。

(被害を訴えてくる子どもの中には、何らかの事情で感受性が高まりすぎていて、実際以上に強く被害感を持っている場合もあります。その場合には、事実と感じ方の差について話し合わねばなりません。これは大変デリケートな問題ですので、できれば専門家に依頼すると良いでしょう。)



8. いじめた子どもへの対応

Q10 いじめた子どもへの対応は、どうしたら良いのでしょうか？

A10 十分な教育相談を行いましょう。頭ごなしに叱ったり、一方的・機械的に懲戒を行うだけでは解決になりません。加害側の子どももまた傷つき、支援を必要としているので、どんな助けが必要なのかを良く考え、適切に支援を提供しましょう。

例えば、

「どうしてそんなことをしたくなったのか」「振り返ってみて、何が起こったのか語れるかどうか」、問いかけてみましょう。まずは、**本人の言い分を十分に聴き取ることが第一**です。そして、その子どもの気持ちや背景を充分理解した上で、「理由はどうあれ、その行為自体は許されないことである」こと、その行為の結果に「どう責任を取れば良いかを一緒に考える」よう促しましょう。

行為自体をなかなか認めない場合は、「残念ながら事実を積み重ねるとあなたが加害側であると判断せざるを得ない」、「被害者の言い分や周囲の客観的な情報とあなたの認識が食い違っているのはなぜだろう？」などと問いかけながら、事実に向っていきましょう。そして、いじめの事実を認めた時には、その勇気に敬意を表しましょう。子ども時代には失敗は誰にでもあるのだから、今後、失敗を重ねない工夫をするようカづけましょう。

この時、保護者も否認したい気持ちになっていたり、他の保護者との関係で孤立感を深めていることがあります。子どもに対する場合と同様に、加害の事実を認める苦しさを理解し、他の保護者にも理解を求めて皆で子どもたちの育ちを支えていくことを提案しましょう。学校は、加害側であっても被害側であっても、在校生として責任を持って育てていくことを伝えましょう。

★ 加害側の子どもの中には、「いつでも自分が悪者にされる」という気持ちから教師の問いかけに正直に答えられない生徒もいます。「本当のことを言っても信じてもらえない」、「自分が悪いと言われるに決まっている」と諦めていて、投げやりになっている子どももいます。

また、自分が悪いとわかっているにもかかわらず、言い逃れをしようとする子どももいます。これらの子どもと話していると、教師側に怒りや諦めの気持ちなど否定的な感情が生じやすくなります。これは、まさに加害側が日頃感じているものと同じ気持ちであることであると意識して、できるだけ冷静に中立的な態度で聴くように注意しましょう。

★ 加害者側の子どもが複数いる場合には、事実確認のための聴き取りは複数の教員で分担して迅速に行うことが必要です。

その後の情報共有などについては、タイミングが重要なので、生徒指導部のリーダーシップのもと、チームで迅速に対応しましょう。

9. いじめ予防教育

Q11 “いじめ”は予防することができますか？

A11 完全にゼロにするという意味での予防は難しいかもしれませんが、予防教育に取り組むことで問題の発生を抑制することや、問題が生じた場合に深刻化しないうちに早期対応を図ることは可能だと思われます。

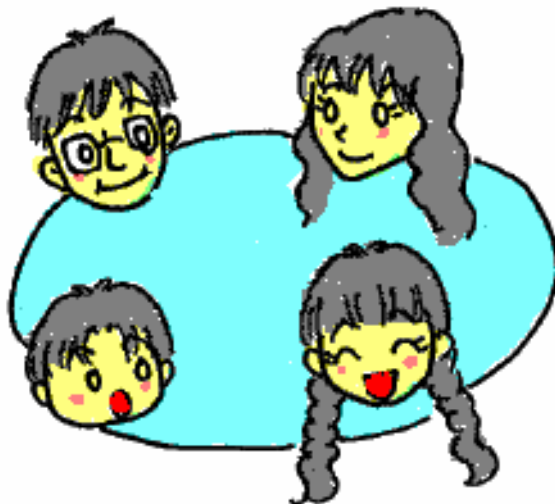
例えば、

学校の日常生活全てが予防教育の場ですが、道徳や学級活動、総合的な学習の時間などを積極的に活用すると効果が期待できます。この場合、学級だけでなく学校全体で対応することが重要です。

また、保護者や地域の協力も欠かせません。保護者が子どもたちと共に学ぶ機会を得ると、家庭でも学校と同じ対応が可能になって非常に効果的です。

<予防教育のプログラム導入時の留意点>

子どもの実情を正確に把握し、適切なプログラムを選択しましょう。導入の仕方を誤ると逆効果になることもあるので、専門家との連携も重要です。また、導入後も、それが形骸化しないような工夫が必要です。



10. 自殺の危険を感じたら

Q12 “いじめ”が嵩じて、被害を受けている子どもが自殺をほのめかすなどの状況になったら、どうしたら良いのでしょうか？

A12 死にたくなるほど辛い、苦しい状況なのだという訴えを十分に聴き取りましょう。また、その気持ちをひしひしと感じていることを伝え、可能な限り共有しましょう。そして、安全確保ができるまでその子どもを一人にしないようにしましょう。安全確保と援助者に与える影響を考慮して、必ず複数態勢で対応しましょう。

例えば、

自殺をほのめかされた場合、あるいは「死にたい」と打ち明けられた場合

「死にたくなるほど辛いんだね。」「他には解決方法が何もないと思うほど苦しいんだね。」「もうこれ以上頑張れないって思うほど、頑張ってきたんだね。」と子どもの気持ちに寄り添いましょう。そして、単に、死にたい気持ちを否定したり、頑張るように励ましたりせず、以下のような説明をしっかりと行い、対応しましょう。

- ① いじめ体験は、人のエネルギーを吸い取り、元気をなくして、他に何も解決方法がないと思込ませてしまう。（正常な判断力を失った“視野狭窄”といわれている状態）
- ② 元気が回復すると別の方法が必ず見つかる。
- ③ 今、一番大切なのは、元気を回復して、正常な判断力を取り戻すこと。
- ④ 私たちは、あなたを助ける覚悟がある。（元気を回復するためのサポートは、学校でもできるけれど専門家の助けを借りるとより効果的である。助けを求めることは、あなたの置かれた状況であれば自然なことであって、あなたが弱いからではない。）
そして、「あなたを支えるためのチームを作りたいので、この話を他の人にするけど、話して良いのは誰？」と聞き、できるだけ本人の希望に沿った態勢をつくることを約束しましょう。

自殺の危険に気づいた場合：

その子どもがどの程度深刻に死を考えているかを確かめる必要があります。既に専門家が関わっている場合は、専門家にその対応を依頼しましょう。そうでない場合は、「辛い状態が長く続くと元気がなくなって、良い考えが浮かばなくなるものらしいよ。そういう時には、専門家に助けてもらおうと良いよ。それは、大人でも同じ。弱い人じゃなくてもそうなるものらしい…」 「一緒に良い解決策を考えるために専門家に相談してみない？」と促して、スクールカウンセラーなどの専門家につなぎましょう。

- ★ 「死」について語り合うことができる関係であれば、はっきりと「死」という言葉を出して話し合ったほうが良いのですが、相談を受ける側が不安を抱えている場合には危険なので避けましょう。そして、速やかに専門家に相談しましょう。

《参考》「青少年のための自殺予防マニュアル」 高橋祥友著 金剛出版

Q13 自殺未遂が起きた場合はどうしたら良いのでしょうか？

A13 医学的な応急処置とメンタルケアを速やかに行います。あわてず、優先順位を考えて行動します。第一は、生命の安全確保です。

安全確保ができるまでは、子どもを一人にしないようにしましょう。安全確保や援助者のことを考えて、必ず複数態勢で対応しましょう。

例えば、

校内で未遂事件が起きた場合は、他の子どもの目に触れないように速やかに医学的ケアにつなぎます。救急車を呼ばなければならない場合など、他の子どもが動揺しないよう、また当該生徒が回復して戻ってくることに配慮して救急隊と協働しましょう。（サイレンの消音など）

保護者から、自殺未遂の報告を受けた場合は、保護者の驚きや動揺の程度を思いやり、緊急対応の確認（子どもの安全確保はできているか、心身の状態はどうか）を行い、その後、学校が受入れに対してすべき対応は何か、などについて話し合しましょう。

重要なのは、この事実を他の子どもにどの様に伝えるかです。本人や保護者の希望を聞いて、回復して戻ってきた時にスムーズに集団に戻れるような配慮をしましょう。具体的には、養護教諭やスクールカウンセラーなどと相談して校内体制を作っておきましょう。

ポイント1；

噂が広がらないように情報管理には注意しましょう。万一、噂が広まり始めたら、その子どもや保護者と相談して、子どもが傷つかない方法できちんと説明をしましょう。曖昧なままで放置すると、噂はますます広がります。

ポイント2；

噂の段階でも、動揺を起こすなど影響を受ける可能性のある子どもについて情報を共有し、適切な対応をしましょう。

ポイント3；

リストカット（手首や腕などを浅く切る）、薬を多めに飲むなどの自傷行為は、エスカレートしたり、自殺の試し行動であったりするので、問題を軽く見ないで真剣な対応をしましょう。（基本的には、十分な傾聴によりリスクを査定して専門家につなぐなどします。）



Q14 実際に既遂者が出てしまった場合はどうしたら良いのでしょうか？

A14 後追い自殺など二次的な被害が生じないように手立てを講じましょう。死をセンセーショナルに、あるいは美化して伝えたりしないようにしましょう。また遺族に配慮して亡くなった子どもの尊厳が損なわれるような言動には特に注意しましょう。

例えば、

亡くなった事実を子どもに伝える場合、ショックを受けて混乱する可能性のある子どもへの対応をあらかじめ教師間で良く話し合い、混乱を最小限にとどめるよう努めましょう。いじめが原因であると思われる場合には、報道などともあいまって、加害側（と考えられる）の子どもたちへの否定的感情が表出されたり、学校側への怒りの感情が噴出することがあります。あまりにも衝撃的な出来事があると、人は事実として受け入れることができず、否認・否定しようとしたり、誰かや何かに責任を全て押しつけて気持ちを安定させようとする傾向があります。このことに気づいていないと、二次的被害を生むこととなりますので注意しましょう。

ポイント1：

二次被害を予防しましょう。子どもだけでなく、保護者や教師も動揺しています。関係者全てが大きく傷ついていることを自覚し、緊急対応の体制（校内緊急対策チームと外部危機対応チームとの連携）を取りましょう。

ポイント2：

緊急集会開催のタイミングや説明方法（事実の伝え方、予想される子どもの反応とその対処法など）、事後対応については、教師間で十分に合意を得ておきましょう。できればクラス単位で再度子どもたちの反応を見ながら話し合う時間を設けます。その際、教師は複数体制で臨み、子どもの様子を充分観察しましょう。

ポイント3：

緊急保護者会の開催時期と説明方法についても緊急対策チームで迅速に決定します。保護者も大きな衝撃を受けているので、できるだけ速やかに開催します。その際、説明することは、①はっきりとわかっている事実で、子どものプライバシーに配慮して公にできるものに限定します。②不明確なことやプライバシー及び人権保護上の問題が含まれるものに関しては話せないことを明言します。ただし、③今は不明確だがはっきりした時点で説明できる内容であれば説明することを約束します。そして、④学校側の子どもへの対応方針について明確に説明します。これらのことを踏まえて、⑤間違っただけが広がらないように協力を求めます。

ポイント4：

関係者全てが傷ついていることを自覚します。これは、判断が正確にできない可能性があることを意味しますので、外部専門家の協力が不可欠です。

ポイント5：

マスコミ対策は、一本化して混乱が生じないようにします。二次被害の危険が大きい時は、子どもの安全確保のために報道を自粛してもらうよう依頼することも必要です。

《参考》「命に関わる事件事故後の心のケア」（東京都総合教育相談センター）、「学校危機対応実践ハンドブック」（兵庫県教育委員会）

Q15 自殺予防のための教育はありますか？

A15 欧米では、実施されています。日本では、これまでほとんど取り組まれてきませんでした。いくつかの学校で試みがなされています。

例えば、

「親しい友人が自殺を考えていた場合、どのような言葉かけをしたら良いと思うか」を大人と一緒に考える授業をしている学校があります。自殺や尊厳死などの、難しい死の問題に関心を持つ機会を提供し、命の大切さや死の意味について共に考えようという試みです。

この取り組みは、そのテーマを扱う教師自身の「死生観」「人生観」が問われることとなりますので、教師自身の研修を充分に行うことも重要です。

《参考》「自殺問題」について考える（杉並区立和田中学校平成17・18年度研究発表DVD）



いじめ問題はそれぞれ複雑で、簡単にはその全容を把握することはできません。継続的な研修と校内体制の充実、地域との連携の強化などの課題に取り組むことを続けましょう。

具体的な実践事例や基礎理論、参考文献などの資料を参照し、ポイントを共有することによって、より適切な対応が可能になるようにしましょう。

○原案作成

石川悦子、植山 起佐子、杉原紗千子、横山典子、吉田章子（東京都スクールカウンセラー）

○資料提供など協力者

香山リカ（帝塚山学院大学）、高橋あつ子（川崎市教育センター）、富永良喜（兵庫教育大学）、藤原和博（杉並区立和田中学）、本田恵子（早稲田大学）

（以上、敬称略）

「子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議」について

平成18年11月7日

1 趣 旨

子どもを守り育てるための総合的かつ具体的な取組を進めるための体制づくりのため、各方面の専門家の方による審議・研究を行うこととする。

当面、特に、最近のいじめを理由とする自殺事件の発生等が大きな問題となっていることから、いじめ・暴力行為等問題行動の実態把握の在り方や効果的な取組について審議・研究を行い、対策の充実に資する。

2 実施体制

実施に当たっては、池坊副大臣の指揮の下、関係部局が協力して取り組むものとする。

3 有識者メンバー

座長	梶田 叡一	兵庫教育大学長
委員	植山起左子	東京都スクールカウンセラー
//	馬居 政幸	静岡大学教育学部教授
//	梅田 昭博	(社)日本PTA全国協議会長
//	香山 リカ	精神科医・帝塚山学院大学人間文化学部教授
//	灘邊 憲司	横浜市立富岡東中学校長
//	藤原 和博	東京都杉並区立和田中学校長
//	牟田 悌三	チャイルドライン支援センター代表理事
//	若月 秀夫	東京都品川区教育長

子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議の経過

日程	内容
第1回 (平成18年11月15日)	○意見交換(自由討議)
第2回 (平成18年11月21日)	○テーマ別討議 ・現代のいじめの態様とその対処方策(特にいじめの「加害者」に対する措置について) ・いじめ自殺の連鎖を止めるために何を行うべきか
第3回 (平成18年12月4日)	○学校視察(横浜市内の市立中学校) ○意見交換(自由討議)
第4回 (平成18年12月18日)	○マスコミ関係者との意見交換 ・日本テレビ放送網株式会社報道局社会部長・杉本敏也氏 ・株式会社日本経済新聞社論説委員・大島三緒氏
第5回 (平成19年1月10日)	○「最終まとめ」(骨子案)について ○いじめ・自殺問題重点施策(中間まとめ)について 等
第6回 (平成19年1月22日)	○「最終まとめ」(素案)について ○「生徒指導上の諸問題に関する調査」の見直しについて 等
第7回 (平成19年2月15日)	○「まとめ(第1次)」(案)について ○問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知) 等
第8回 (平成19年2月27日)	○「まとめ(第1次)」の報告

いじめ問題などに対する喫緊の提案について

平成 18 年 12 月 4 日

子どもを守り育てるための体制づくりのための
有識者会議

最近の子どもによるいじめ・暴力行為等問題行動については、大人社会のゆがみを反映していることが一因とも考えられます。子どもを守り育てるためには、何よりもまず、保護者や教員、地域住民を含めた大人全員が自らを律し、自らの生き方を見つめ直す必要があります。子どもは大人を見ながら成長します。その上で、一人でも多くの大人が子どもたちを注意深く見守っていく体制をつくっていく必要があります。

文部科学省では、平成 18 年 11 月 21 日にホームページ上に「いじめ相談」のページを設置し、11 月 30 日現在、5,352 件のアクセスがありました。多くの子どもたちが悩みを抱えた現状を踏まえ、このような共通認識の下、「子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議」として、次のような提案をいたします。

1. 子どもが様々な大人に相談できる場面をつくりましょう

子どもは一人ひとりプライドを持っており、強い自己防衛的心理を秘めています。このため、周囲の人々に、なかなか自分の弱さを表すことが難しい場合もあります。したがって、学校の内外を問わず、いろいろな場面で、様々な大人と接し、心を開いて相談できる場面をつくる必要があります。

学校では、教員や養護教諭などがしっかりと子どもたちと接しながら、子どもたちの人間関係のあり方を全体として改善していかなければなりません。その上で、小学校では「子どもと親の相談員」、中学校ではスクールカウンセラーが子どもからの相談について、専門家としての役割を果たしていくことが重要です。

また、学校外においても、様々な大人が子どもたちを見守り、安心できる環境をつくっていく必要があります。例えば、電話相談については、地域の教育相談センターのほか、法務局の「子ども人権 110 番」や警察署、児童相談所などが行っています。民間にも様々な機関もあります。特に、教育相談センターなどで行われている「いじめ 110 番」などでは、子どもがいつでも相談できるよう、休日でも夜間でも受け付けられる体制を整備する必要があります。

○ 学校内外における子どもに対する相談体制の充実

2. 学校の中に新たな子どもの居場所をつくりましょう

以前は、近所のおじさんやおばさんなど、学校の教員や保護者以外の大人たちと接する場面がありました。しかしながら、今の子どもたちには、そういった場面が減ってきています。そのため、学校の中に新たに様々な大人と接し、居場所となるような場をつくっていく必要があります。

例えば、学校図書館や校長室、校舎・校庭の地域開放、芝生の管理などを通して、地域の大人たちと接する場面をつくっていけば、子どもたちが安心できる場所が増えていきます。

- 学校の中で、子どもが教員以外の様々な大人と接する機会の拡充

3. 万が一の場合の初期対応では、専門家が学校をサポートするようにしましょう

子どもが成長していく過程においては、学校だけでは解決できない問題を抱えることもあります。そのような場合には、教員だけで対応するには限界があります。特に、事案の初期には、子どもたちへの対応は難しいものがあります。

そのため、緊急の場合には、教育委員会の指導主事などとともに、精神科医や警察、児童相談所など外部の専門家がチームを組み、教育委員会が学校を支援することが必要です。

- 緊急時に、精神科医や警察、児童相談所など外部の専門家チームが学校を支援する仕組みの構築

4. 実態を把握・分析するとともに、良い取組を共有しましょう

昨今の様々な問題を受け、それぞれの教育委員会ではアンケート調査などにより、いじめなどの実態把握に努めています。また、文部科学省が今まで行ってきた実態調査は、事態を正確に反映していないとの批判がありますので、本有識者会議において、調査票の見直しを行います。これらを受け、いじめなどの実態を正確に把握し、分析していかなければなりません。

さらに、いじめなどの問題が明らかになった際に、いじめている子、いじめられている子、周りで見ている子などに対して、教員や保護者がどのように対応していくべきか悩んでいる実情があります。そのため、それぞれの学校や教育委員会で行われてきた良い取組を収集し、まとめる必要があります。これを参考にし、それぞれのケースが持つ独自の事情を勘案しながら取組を進めていくことが必要です。

これによって、子どもたち一人ひとりが自分に関わる問題を自分の力で解決していく力をつけていくと同時に、自分たちの日常生活の上に多くの暖かい目が注がれ、支援のネットワークが準備されていることを実感させたいと考えます。子どもたちが様々な大人たちに見守られていることを感じさせることが必要です。

- 実態把握・分析と良い取組をまとめた事例集の周知